



平成 28 年 11 月 4 日

各 位

会社名 日本カーバイド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 時雄
(コード番号 4064 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 栗原 清隆
(TEL 03-5462-8220)

第 118 期（平成 29 年 3 月期）第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る
承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 118 期（平成 29 年 3 月期）第 2 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 28 年 11 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 12 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 28 年 10 月 19 日適時開示のとおり、当社の連結子会社であるダイヤモンドエンジニアリング株式会社において、平成 26 年（2014 年）頃より、完成工事の原価を未成工事の原価に付替えることによる費用の繰り延べや、工事進行基準を適用している大型工事案件に係る売上の前倒し計上などの不適切な会計処理（損益影響額は累計で約 7 億円と推定）が、行われていたことが判明したため、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、調査を進めております。

これまでの調査においては、関連書類の閲覧・照合やデータ・メールの分析などを平成 26 年（2014 年）以前に遡って実施しており、調査に時間を要しております。

現時点では、当該調査の完了は 11 月下旬までかかる見込みであり、それと並行した適正な決算数値の確定及び過年度の有価証券報告書等の訂正には相当程度の時間を要し、それを受けて実施される有限責任監査法人トーマツによるそれらの監査や通常の当第 2 四半期レビューの完了には 12 月中旬までかかる見込みであります。

以上のような状況により、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、やむを得ず提出期限の延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

本件に伴い、平成 28 年 11 月 8 日に予定しておりました平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信の発表を延期いたします。

また、今回の提出期限延長申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上